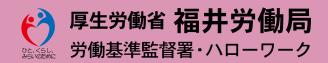
### 平成29年度

# 労働行政のポイント





くるみんマークは平成 29 年度にリニューアルを予定しています



### 平成 29 年度

### 福|井|労|働|局|行|政|運|営|方|針

福井労働局は、平成29年度の労働行政の運営に当たって、地域の総合労働行政機関として、利用者の立場に立った親切でわかりやすい窓口対応、事務処理の迅速化等「懇切・公正・迅速」なサービスに努めるとともに、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政が連携を密にしつつ、それぞれの専門性を一層発揮し、労働局、労働基準監督署、ハローワークが一丸となって以下の対策に取り組みます。

### 主要対策

- I 雇用環境・均等担当部署の主要対策
- Ⅱ 労働基準担当部署の主要対策
- Ⅲ 職業安定担当部署の主要対策
- Ⅳ 労働保険制度



女性活躍推進法に基づき女性の活躍が優良な企業として認定を受けた企業が表示できます。愛称は「えるぼし」です。



次世代育成支援対策推進法に基づき「子育てサポート企業」として認定を受けた 企業が表示できます。☆の数は認定を受けた回数です。



くるみん認定企業のうち、さらに進んだ取組を行い特例認定を受けた企業が表示 できます。



優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業名が公表されます。 また、安全衛生優良企業マークが名刺や商品等に使用でき、さまざまな場所でPR することができます。

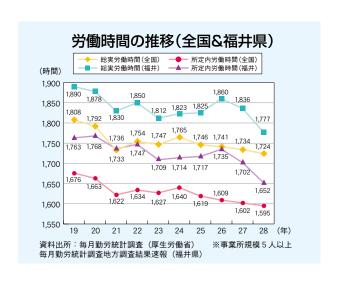


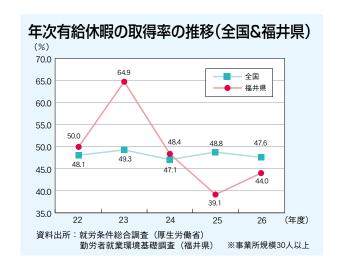
若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度のマークです。

### I 雇用環境・均等担当部署の主要対策

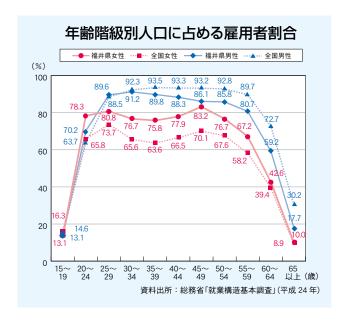
### 第1 働き方改革と女性活躍を推進します

1 労働力人口が減少していく中、女性、高齢者をはじめすべての人々が働きやすく、活躍しやすい職場環境を作る必要があります。しかしながら、福井県の総実労働時間は全国と比較して長く、年次有給休暇の取得率も全国と比較して低くなっています。





2 また、女性の年齢階級別人口に占める雇用者の割合をみると、福井県はどの年齢層も全国を上回っています。その一方で、管理職に占める女性の割合は全国平均を下回るなど、課題もみられます。



### 管理的職業従業者に占める女性の割合

| 女性の割合の高<br>い方からの順位 | 都道府県名 | 管理職総数<br>(人) | 女性<br>(人) | 女性の割合<br>(%) |
|--------------------|-------|--------------|-----------|--------------|
| 1                  | 高知県   | 7,400        | 1,600     | 21.6         |
| 2                  | 青森県   | 12,000       | 2,300     | 19.2         |
| 3                  | 和歌山県  | 9,400        | 1,700     | 18.1         |
| 4                  | 熊本県   | 18,000       | 3,100     | 17.2         |
| 5                  | 京都府   | 25,600       | 4,400     | 17.2         |
| 6                  | 岡山県   | 19,300       | 3,300     | 17.1         |
| 7                  | 徳島県   | 8,300        | 1,400     | 16.9         |
| 8                  | 広島県   | 27,700       | 4,500     | 16.2         |
| 9                  | 長崎県   | 12,400       | 2,000     | 16.1         |
| 10                 | 大阪府   | 103,300      | 16,300    | 15.8         |
| 36                 | 富山県   | 10,900       | 1,200     | 11.0         |
| 42                 | 福井県   | 9,300        | 900       | 9.7          |
| 43                 | 石川県   | 12,700       | 1,000     | 7.9          |
|                    | 全国平均  | 1,361,800    | 179,800   | 13.2         |

資料出所:総務省「就業構造基本調査」(平成 24 年)

### 3 働き方改革を推進します。

(1) これまでの働き方・休み方等を見直し、効率的な働き方を進めるため、「働き方・休み方改善コンサルタント」を活用して企業訪問及びワークショップを開催し、具体的なアドバイスを行います。 また、働き方・休み方の見直しに係る自主的な取組について、管内企業のトップ等に直接働きかけを行います。

さらに、「職場意識改善助成金」の周知や取組好事例の提供等を通じ、長時間労働の抑制や年次 有給休暇の取得促進等に取り組む事業主を支援します。

(2)地域の実情に応じた働き方改革を進めるために、県、労使団体及び金融機関等で構成する「ふくい働き方改革推進会議」において協議を行い、地域ぐるみで働き方改革を推進します。

### 4 職業生活と家庭生活の両立支援対策を推進します。

- (1) 改正育児・介護休業法に対応した制度等の内容が 定着するよう、法の周知や規定整備指導等を行い、 確実な法の履行確保を図ります。
- (2) 両立支援の取組好事例の提供や「両立支援等助成金」の周知等を通じ、男性の育児休業の取得促進や介護離職の防止に取り組む事業主を支援します。
- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク「くるみん」「プラチナくるみん」について、周知を図るとともに、企業の認定を目指した取組が一層進むよう、働きかけを行います。



「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進の ためのシンボルマーク「トモニン」





※ 認定マークは、平成29年度からリニューアルされる予定です。

### 5 女性活躍を推進します。

- (1)特に配置・昇進について、男女間に事実上の格差が生じている場合は、その原因を確認し、男女 雇用機会均等法違反に対しては厳正に指導を実施し、是正を図ります。
- (2) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等が義務づけられている301人以上の企業について報告徴収を実施し、課題解決に向けた助言を行います。300人以下の企業についても、好事例の提供や「両立支援等助成金」の周知等を行い、取組への働きかけを行います。

また、女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣認定制度及び認定マーク「えるぼし」について周知を図るとともに、企業の認定申請に向けた取組の促進を図ります。







女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし」

### 第2 非正規雇用労働者等の待遇改善を推進します

1 非正規雇用については、正規雇用と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ない等の課題があります。非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を進めていくことが必要です。

今年度、新たに「福井県非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を設置し、企業における非正規 雇用労働者の待遇改善を支援します。

2 パートタイム労働法の履行確保を図るため、差別的取扱いの禁止や均衡待遇、正社員転換推進措置について、助言・指導を行います。

また、パートタイム労働者の雇用管理の改善に関する好事例の提供を行います。

- 3 労働関係法令の周知啓発を行います。
  - (1) 労働契約法により、平成30年4月から無期転換申込権が本格的に発生するため、事業主に対し、 無期転換制度の導入事例の提供等を行い取組を促します。また、労働者に対しても、無期転換ルールの周知を行います。
  - (2) 学生アルバイトの労働条件の確保に向け、学生や事業主に対し、労働条件の明示等、労働基準関係法令に関する事項についての周知・啓発を行います。

また、「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーン(4月~7月)を実施します。

4 生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額引き上げた場合に、その設備投資等の一部を助成する「業務改善助成金」について、中小企業・小規模事業者への周知を積極的に行い、 円滑な実施を図ります。

また、「福井県最低賃金総合相談支援センター」において、経営改善及び労務管理に係る相談に対応します。

### 第3 安心して働くことができる環境整備を推進します

- 1 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント(いわゆるマタハラ)、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントに関する相談は増加傾向にあります。特に、いわゆるマタハラ、セクシュアルハラスメントに関しては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法において、事業主に対し防止措置を講じることが義務づけられています。このようなハラスメントに対する防止措置が確実に講じられるよう、積極的な周知及び指導を行います。
- 2 いわゆるマタハラやセクシャルハラスメントに関する相談が寄せられた場合には、問題の把握を十分に行うとともに、相談者のニーズに応じ、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づく紛争解決の援助または調停を行い、円滑かつ迅速な解決を図ります。
- 3 個別労働関係紛争の解決を促進します。
  - (1)解雇、労働条件引下げに関する相談や近年増加する職場でのいじめ・嫌がらせ、退職に際してのトラブルに関する相談など労働問題のあらゆる分野の相談に、懇切・丁寧な対応と迅速・的確な処理に努めます。
  - (2) 民事上の個別労働関係紛争の迅速な解決に向けて、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんを行います。

#### 職場のパワーハラスメント 6類型





職場のいじめや嫌がらせに悩む職場が増えてきています。 これら職場のパワーハラスメントは、適切な対応により、 予防・解決が可能です。

組織全体で対応し、快適な職場環境の実現をめざしましょう。 ポータルサイト「あかるい職場応援団」にて情報を提供中 http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/

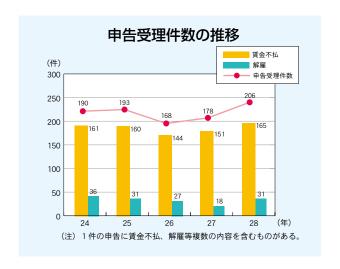
### Ⅱ 労働基準担当部署の主要対策

### 第1 職場における法定労働条件の確保を図ります

1 労働基準監督署では、働く人々から寄せられる 労働基準関係法令違反に係る申告に基づく監督指 導を行っています。

過去 10 年の申告受理件数は、平成 20 年の 277 件をピークに減少傾向にありましたが、平成 26 年の 168 件を底に再び増加に転じています。

平成 28 年速報値では、処理を行った申告のうち賃金不払が 69%を占め、解雇 13%、その他 11% と続いています。



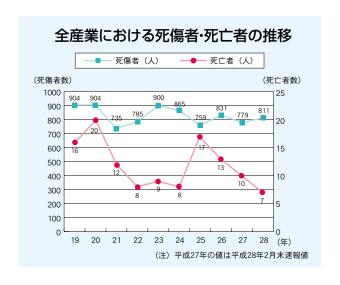
**2** 長時間労働の是正及び過重労働による健康障害の防止は労働基準行政における最重点課題として取組んでおり、法規制の執行強化、過労死等防止の周知・啓発等を行っています。

### 第2 誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現を目指します

1 第 12 次労働災害防止推進計画の目標達成に向けてあらゆる対策を強力に推進していきます。

昨年は労働災害による死傷者数が前年比で増加 しており、特に第三次産業及び陸上貨物運送事業、 製造業などを重点として、事業場における自主的 な安全衛生活動を促進させるなどにより、適切な 災害防止対策を推進していきます。

また、ストレスチェック制度をはじめとしたメンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援の 推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進 など健康確保対策を推進してきます。



### 第12次労働災害防止推進計画の主な目標

(期間:平成25年~29年)

- 死亡者数について、平成29年までに、平成24年比で15%以上減少
- 死傷者数(休業4日以上)について、平成29年までに、平成24年比で15%以上減少
- 中小規模事業場へのメンタルヘルス対策の更なる取組の促進
- 中小規模事業場へのリスクアセスメントの更なる導入の促進

- 2 職場の安全確保対策を推進します。
  - (1) 第三次産業対策について、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知、指導等を図り、特に小売業、社会福祉施設及び飲食店対策を重点に各種安全衛生教育マニュアルの活用、「中小規模事業場安全衛生サポート事業」(中災防)の活用や腰痛予防対策などを実施していきます。
  - (2) 陸上貨物運送事業対策について、荷役作業の死亡災害の約8割を占める5大災害(①墜落·転落、 ②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走及び⑤トラック後退時の事故)の防止を重 点に、荷主等を含め「陸上貨物運送事業の荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を図っていき ます。
  - (3) 製造業におけるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策、建設業における足場等からの墜落・転落防止対策など、重点業種別対策を推進していきます。
  - (4)業種横断的な対策として、引き続き「STOP!転倒災害プロジェクト」の推進、交通労働災害防止対策、非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策など着実に実施していきます。



### プロジェクト

- 3 労働者の健康確保対策を推進します。
  - (1)「過労死等ゼロ」緊急対策等、ストレスチェック制度を始めとするメンタルヘルス対策の積極的 な取組を推進します。また、過重労働等による健康障害防止対策を推進します。
  - (2)治療と職業生活の両立支援対策について、あらゆる機会を捉え、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知を図っていきます。
  - (3) 化学物質による健康障害防止対策については、SDS交付義務対象物質について全てリスクアセスメントの対象となったこと、及びオルト-トルイジンが特定化学物質障害予防規則の対象となったことを踏まえ、経皮ばく露の防止対策等、実効ある化学物質管理の推進を図っていきます。

### /ラベルでアクション\

### 第3 最低賃金制度の適切な運営を図ります

最低賃金制度は、賃金の最低限を保障するセーフティネットとして適切に機能する必要があることから、 最低賃金の周知と遵守の徹底を図ります。

#### 福井県最低賃金

平成28年10月1日から 時間額754円 福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。 ただし、次の産業に従事する基幹的労働者とその使用者については、 該当する特定最低賃金が適用されます。

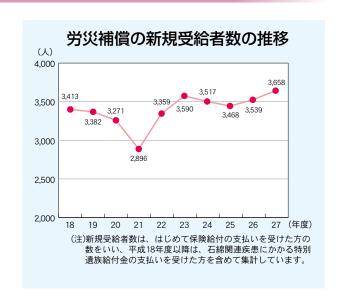
| 福井県内の             | 特定最低賃金                             |  |
|-------------------|------------------------------------|--|
| 紡績業、化学繊維、織物、染色整理業 | 756円                               |  |
| 繊維機械、金属加工機械製造業    | <b>829円</b><br>平成 28 年 12 月 24 日から |  |
| 電気機械器具製造業(略称)     | <b>806円</b>                        |  |
| 百貨店、総合スーパー        | 799円                               |  |

### 第4 労災補償対策を推進します

1 労災保険給付の新規受給者数は近年高い水準で推移しており、平成27年度は3,600人を超えました。労災保険給付にあっては、迅速・適正な処理を行います。

特に、社会的関心が高い脳・心臓疾患事案及び 精神障害事案については、認定基準等に基づき、 迅速・適正な事務処理を一層推進します。

2 石綿関連疾患に関する労災補償制度等については、引き続きがん診療連携拠点病院等へ労災請求の勧奨を依頼するなど、周知の徹底を図ります。



### 第5 原子力発電所等に対する総合的な対策を進めます

1 放射線被ばく管理の強化を含めた安全衛生管理の徹底を図るため、①リスクアセスメント等の適正な実施、②元方事業者による総合的な作業管理の徹底、③労働安全衛生マネジメントシステムの導入等を図ります。

また、メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策を推進します。

**2** 東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえ、緊急作業実施時における適正な被ば く管理、健康管理を実施するための準備の促進を図ります。

### Ⅲ 職業安定担当部署の主要対策

### 第1 求職者・求人者への支援を強化し効果的なマッチングを推進します

1 福井県における雇用情勢は、改善が進んでおり、有 効求人倍率は、平成 28 年平均において 1.82 倍となり、 平成 29 年 1 月末では 1.93 倍 (季節調整値)となって います。

こうした雇用環境の下、新規求職者に対する就職率 (常用)は、平成29年1月末現在で47.8%と全国平均 30.8%を大幅に上回っています。

- 2 早期再就職促進のための取組みを推進します。
  - (1) 求職者の状況やニーズに応じて予約制・担当制等により応募書類添削や模擬面接等のきめ細かな支援を実施するとともに来所者に対する相談窓口への誘導強化を図ります。
  - (2)正社員求人や応募しやすい良質求人の確保に努め、 求人条件や求人票の記載内容についての助言・援助 を行うほか、雇用管理指導援助業務と連携して企業 の人材確保を支援します。
  - (3) ミニ面接会や事業所見学会等を積極的に実施して、 企業情報の収集・蓄積・共有を図りより効果的なマッ チングに努めます。





### 第2 新規学卒者など若者の就職を支援します

1 新規学校卒業予定者への正社員就職の支援として、 適正な採用選考活動が行われるよう、求人求職秩序の 維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防 止等に努めるとともに、地方自治体や経済団体等と連 携して「企業説明会」や「就職面接会」等を開催し、 県内企業への就職促進を図ります。

また、就職後の職場定着支援を実施します。



2 若者の採用・育成に積極的な「ユースエール認定 企業」や「若者応援宣言企業」の周知や求人の確保 を行い、積極的なマッチングを実施します。

また、フリーター等について、ハローワークに設置している「わかもの支援窓口」等において、セミナー等の開催など一人ひとりのニーズに応じた就職支援メニューを提供し、正社員就職を促進します。



### 第3 人材不足分野における人材確保と雇用管理改善を推進します

1 人材不足分野において労働者の募集と職場定着を促進するためには、従業員が「働きがい」、「働き やすさ」を感じることが出来る職場自体の魅力UPを図っていく必要があります。

そのために、評価制度・賃金体系制度や研修体系制度、健康づくり制度等々の雇用管理改善を促進し、 「魅力ある職場づくり」について広く普及・啓発するとともに、その具体的な取組を推進します。

2 ハローワーク福井に設置している「福祉人材コーナー」を中心に、介護・看護・保育分野への就業を希望する求職者に対する就職支援サービスや当該分野の求人者に対する充足支援サービス等のマッチング促進の取組を積極的に実施します。

さらに、建設分野の人材不足対策として、建設関係職種の未紹介・未充足求人に対するフォローアップの徹底や求職者への求人状況の情報提供等を図る「建設人材確保プロジェクト」を推進します。

### 第4 地方自治体と一体となった雇用対策を推進します

- 1 地域ニーズ等を踏まえた雇用対策を推進するため、福井県を含む 13 自治体と締結した雇用対策協定に基づき、福井県や県内市町が行う地域振興や経済対策と一体となって、若者・女性・高齢者・障害者等に対する就労促進等の雇用対策を推進します。
- 2 人口減少対策、労働力不足に対処するため、福井県や県内市町との共催による合同面接会を開催するほか、労働局・ハローワークが持つ全国ネットワークを活用して、県外で開催される企業説明会や

面接会等に積極的に参加し、県内企業や福井県・ 県内市町が行う移住・定住支援施策の紹介、誘導 等を行います。

また、労働局・ハローワークに設置している移住・ 定住に係る相談窓口において、福井県内への移住・ 定住希望者への職業相談・職業紹介及び移住・定 住支援施策に係る総合相談等に応じるほか、県内 市町と連携して移住者への定住支援を行います。



### 第5 子育でする女性の再就職を支援します

1 子育てしながら就職を希望する女性に対して、キッズコーナーやベビーチェア等を設置して子ども連れで来所しやすい環境を整備したハローワーク福井マザーズコーナーやハローワークたけふマザーズコーナーにおいて、きめ細かな就職支援サービスを提供します。

また、地方公共団体等と連携して、保育 所・子育て支援情報等も提供します。

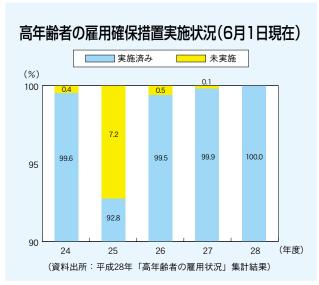


2 児童等を扶養する母子家庭の母等に対しては、家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介を実施するとともに、特定求職者雇用開発助成金や公的職業訓練制度、トライアル雇用奨励金等を活用して、 早期の就職を目指します。

また、公的職業訓練が必要とされた者に対しては、積極的かつ効果的な受講あっせん等に努めます。

### 第 6 年齢にかかわりなく働ける社会の実現を目指します

- 1 高年齢者の雇用状況については、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく高年齢者雇用 確保措置を実施している県内31人以上規模企業(1,236社)の割合は100%、前年比0.1ポイント 上昇(平成28年6月1日現在)となっています。
- 2 生涯現役社会の実現に向けた取組みを行う企業に対する相談・援助等の支援や他の事業主に対する成果の普及を実施します。
- 3 就労経験やニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や、特に就職が困難である65歳以上の高年齢求職者に対して支援を強化するなど、再就職支援を充実・強化します。



4 各種助成金の活用等により、高年齢者の再就職の援助・促進を進めます。

### 第7 障害者へのきめ細かな就労支援を行います

- 1 平成 28 年 6 月 1 日現在の民間企業の障 害者雇用率は 2.31%(全国 1.92%)と全国第 9 位の水準にあり、雇用率達成企業の割合は 56.8%(全国 48.8%)と前年比で 3.6 ポイント上昇しました。
- 2 法定雇用率未達成の企業等に対して、ハローワーク 幹部職員等による事業所訪問など、積極的な指導を実 施します。

特に、「O人雇用企業」を重点対象とし効果的な指導を行います。

3 ハローワークが中心となり、地域の福祉施設、特別

支援学校、医療機関等の関係機関が連携する「チーム支援」により、就労準備から職場定着までの一貫した就職支援を行うとともに、職場実習、就労支援セミナー等の事業を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進します。



### 第8 労働力需給調整事業の適正な運営を促進します

1 民間や地方自治体による職業紹介事業、労働者派遣事業が適正に運営されるよう、法制度の周知・ 指導監督又は技術的助言、許可申請・届出処理等を丁寧・適切に実施します。

特に、派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ措置、均衡待遇など、制度の円滑な実施に向け、事業主等や派遣労働者に対する周知広報を図ります。

2 派遣労働者の保護及び就業条件の確保対策等の更なる充実を図るため、事業主等に対する指導監督 に万全を期し、労働関係法令の遵守を徹底させるため、的確かつ厳正な指導監督を実施します。

### 第9 公的職業訓練を活用した能力開発による就職を支援します

地域の産業に必要な人材を育成するための職業訓練機会を確保するため、労働局やハローワークにおいて、職業訓練情報の収集や提供を行います。

また、ハローワークでは、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを行い、求職者の適性・能力を踏まえ、公共職業訓練や求職者支援訓練の受講機会を提供して、求職者の職業能力開発を支援するとともに、訓練期間中及び訓練修了後には就職に向けたきめ細かな支援を実施します。



### 第10 安心して働ける雇用環境を整備します

1 非正規雇用労働者の対策として、公共職業訓練や求職者支援制度を活用し職業キャリアの形成を支援します。

また、事業主の取組みを促進するキャリアアップ助成金等の積極的な活用を促進します。

- **2** 雇用が不安定である外国人労働者については、雇用状況の把握や適切な就労のための事業所指導を行い、雇用の維持や不法就労の防止に努めるとともに、通訳を配置したきめ細かな職業相談・再就職援助を行います。
- 3 生活保護受給者、児童手当受給者などの生活困窮者の就労による自立を支援するため、ハローワークは、福祉事務所などでの出張職業相談や地方自治体とのチームによる支援のほか、就職者に対する

フォローアップを行うなど、ハローワークと地方自治体が連携して就労支援を行います。

また、「生活困窮者自立支援法」に基づき地方 自治体が実施する支援に局とハローワークは、 連携・協力し、生活困窮者の就労による自立を 支援します。



### Ⅳ 労働保険制度の円滑な運営

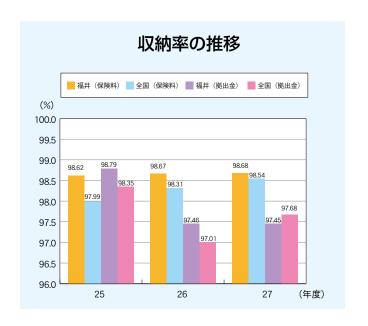
### 第1 未手続事業一掃対策を推進します

労働保険未手続事業の的確な把握を行うとともに、関係団体等と連携を図るなど効果的な実施により加入勧奨に努め、未手続事業一掃対策を推進します。

### 第2 労働保険料及び一般拠出金を適正に徴収します

労働保険料等の徴収に当たっては、事業主に対し、労働保険制度に対する理解を促し、関係法令に従い 労働保険料等を申告・納付するように適切に指導します。

また、必要に応じ、算定基礎調査や滞納整理を実施し適正徴収を推進します。





### 第3 労働保険事務組合に対し指導に努めます

中小零細事業に対して労働保険事務組合が果たす役割は大きく、労働保険事務組合制度が十分機能し、 その信頼が確保されるよう適切な指導に努めます。

### 第4 電子申請の利用勧奨に努めます

電子申請の利用について、積極的に周知を図り、利用の勧奨に努めます。

### 第5 口座振替制度の利用促進に努めます

口座振替制度の利用促進の広報を行うことにより、金融機関等の窓口に出向くことなく納付ができる等、 事業主の利便性の向上を図ります。 所在地 : 〒 910-8559 福井市春山 1 丁目 1-54 福井春山合同庁舎(9 階、14 階)

労災補償課分室所在地 : 〒910-0006 福井市中央3丁目1-5 三谷中央ビル7階 総務課 厚生労働省 総務部 TEL:0776(22)2655 庶務、会計、人事、情報公開法等の業務を担当しています。 FAX:0776(21)8044 (14 階) 労働保険徴収室 労働保険(労災保険及び雇用保険)の加入・申込、労働保険料の徴収等 TEL:0776(22)0112 の業務を担当しています。 FAX:0776(22)3005 労働に関する相談、男女雇用機会均等の確保、仕事と家庭の両立支援、 雇用環境・均等室(9階) 福井労働局 TEL:0776(22)3947(指導係) 働き方改革等の業務を担当しています。また、各種助成金のうち、両立 TEL:0776(22)0221(助成金係) 支援等助成金、職場意識改善助成金、業務改善助成金の支給申請受付を FAX:0776(22)4920 担当しています。 監督課 TEL:0776(22)2652 賃金、労働時間等の法定労働条件の確保等の業務を担当しています。 労働基準部 FAX:0776(21)6646 健康安全課 労働災害防止等の職場における安全確保対策、メンタルヘルス・健康管 TEL:0776(22)2657 理等の職場における健康確保対策、ボイラー等の特定機械の検査、労働 (9階) 安全衛生法に基づく免許証交付申請の受付等の業務を担当しています。 FAX:0776(21)6646 労災補償課 TEL:0776(22)2656 労災保険給付、被災労働者の社会復帰促進等事業、労災保険審査請求の FAX:0776(22)2776 業務を担当しています。 TEL:0776(25)0631(分室) FAX:0776(25)0641(分室) 賃金室 TEL:0776(22)2691 最低賃金、最低工賃、賃金統計等の業務を担当しています。 FAX:0776(21)6646 職業安定課 職業安定部 職業紹介、職業指導、雇用保険制度、新規学卒者・若年者の雇用対策等 TEL:0776(26)8609 の業務を担当しています。 FAX:0776(27)5320 職業対策課 9 高齢者・障害者・外国人・建設労働者の雇用対策、助成金等の雇用支援、 TEL:0776(26)8613 階 各種助成金支給申請受付を担当しています。 FAX:0776(27)7693 求職者支援訓練等の職業訓練業務、生活保護受給者等の生活困窮者に対 訓練室 TEL:0776(26)8610 する就労支援業務及びジョブ・カード制度普及の業務を担当しています。 需給調整事業室 労働者派遣事業、職業紹介事業、労働者供給事業の業務を担当しています。 TEL:0776(26)8617

#### 労働基準監督署

(福井、敦賀、武生、大野)

労働時間・賃金の支払等労働条件に関する監督指導、職場の安全衛生、健康管理に 関する指導、労災保険の各種給付を担当しています。

#### ハローワーク

(福井、武生、大野、三国、敦賀、小浜)

· 求職者・求人者に対する職業紹介、雇用保険適用・給付、各種雇用支援等の業務を ・担当しています。

#### 労働基準監督署

### ■福井労働基準監督署

〒910-0842 福井市開発1-121-5 TEL 0776(54)7722 FAX 0776(54)6161

### **■敦賀労働基準監督署**

〒914-0055 敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎 TEL 0770(22)0745 FAX 0770(22)1019

### ■武生労働基準監督署

〒915-0814 越前市中央1-6-4 TEL 0778(23)1440 FAX 0778(23)6254

### ■大野労働基準監督署

〒912-0052 大野市弥生町1-31 TEL 0779(66)3838 FAX 0779(66)3817

### ハローワーク

### ■ハローワーク福井

〒910-8509 福井市開発1丁目121-1 TEL 0776(52)8150 FAX 0776(52)8168

### ◎ハローワーク福井マザーズコーナー

〒910-8509 福井市開発1丁目121-1 TEL 0776(52)8157 FAX 0776(52)8167

#### ◎福井ヤングハローワーク

〒918-8580 福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル1階 TEL 0776(34)4700 FAX 0776(32)4520

### ■ハローワーク武生

〒915-0814 越前市中央2-8-23 TEL 0778(22)4078 FAX 0778(22)8830

#### ○ハローワークプラザさばえ

〒916-0027 鯖江市桜町2-7-1 嚮陽会館1階 TEL 0778(51)8800 FAX 0778(51)8238

#### ◎ハローワークたけふマザーズコーナー

〒916-0027 鯖江市桜町2-7-1 嚮陽会館1階 TEL 0778(51)8821 FAX 0778(51)8238

### ■ハローワーク大野

〒912-0087 大野市城町8-5 TEL 0779(66)2408 FAX 0779(66)3332

#### ◎勝山市地域職業相談室

〒911-0811 勝山市片瀬町1-402 勝山市市民交流センター2階 TEL 0779(88)1286 FAX 0779(87)0720

### ハローワーク三国

〒913-0041 坂井市三国町覚善69-1 TEL 0776(81)3262 FAX 0776(82)4307

#### ■ハローワーク敦賀

〒914-8609 敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎1階 TEL 0770(22)4220 FAX 0770(22)2212

### ■ハローワーク小浜

〒917-8544 小浜市後瀬町7-10 小浜地方合同庁舎1階 TEL 0770(52)1260 FAX 0770(52)6814

### 総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナーでは、労働者や事業主の方からのご相談に面談あるいは電話でお受けいたしております。

福井労働局総合労働相談コーナー TEL 0776-22-3363

福井総合労働相談コーナー(福井労働基準監督署内) TEL 0776-54-6167

敦賀総合労働相談コーナー(敦賀労働基準監督署内) TEL 0770-22-0745

武生総合労働相談コーナー(武生労働基準監督署内) TEL 0778-23-1440

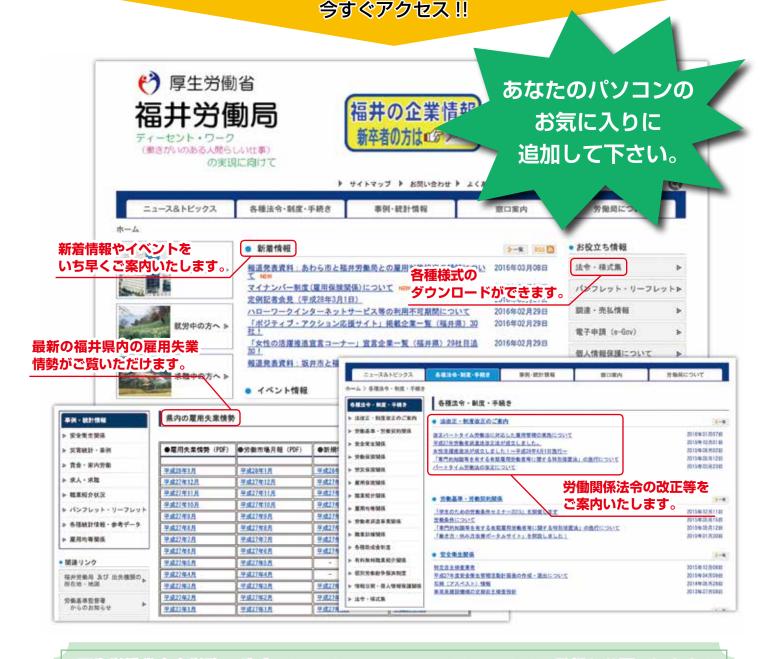
大野総合労働相談コーナー(大野労働基準監督署内) TEL 0779-66-3838

### ご存知ですか?

## 福井労働局のホームページ!

福井労働局では、法令・通達等の改正の情報、月ごとの雇用失業情勢や労働災害発生状況等の速報等、福井労働局で発表している最新の情報をホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

アドレス http://fukui-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/に



### 厚生労働省人事労務マガジン http://merumaga.mhlw.go.jp/ の登録もお願いします!!

厚生労働省から、雇用情勢や法律改正、労務管理全般など企業の皆さまのお役に立てる最新情報を メール配信します。(登録・配信無料)上記の○福井労働局ホームページ ○厚生労働省ホームページ からも登録できます。